

宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業補助金交付要綱（平成29年3月31日告示第42号）

最終改正:

改正内容:平成29年3月31日告示第42号 [平成29年4月1日]

○宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業補助金交付要綱

平成29年3月31日告示第42号

宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業補助金交付要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、宍粟市補助金等交付規則（平成17年宍粟市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の対象）

第2条 規則第2条の2の規定による補助事業等の名称、目的、内容、補助対象経費及び補助率又は補助金額等に関しては、別表に定めるとおりとする。

（別に定める事項）

第3条 規則第3条、第8条第1項及び第14条に規定する申請書等に添付を要する市長が別に定める書類及び市長が指定する期日、規則第10条第2項の規定による着手・完了届、規則第11条第1項第1号に規定する市長が別に定める軽微な変更、規則第16条第2項に規定する概算払及び規則第22条第2項に規定する別に定める処分制限期間は、別表の別に定める事項欄に定めるとおりとする。

（特例）

第4条 市長は、補助事業の目的に照らして、特に必要があると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成34年3月31日をもって失効する。
（宍粟市女性の地域活動サポート事業補助金交付要綱の廃止）
- 2 宍粟市女性の地域活動サポート事業補助金交付要綱（平成24年宍粟市告示第39号）は、廃止する。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業の名称	宍粟女子キラキラパワーアップ応援補助事業	
補助事業の目的	地域における女性の活躍を応援することにより、女性が輝く取組みを推進し、女性の社会参加を促進するとともに、人や地域の絆を深め、市民の協働によるまちづくりの実現に資する。	
補助事業の対象者	主たる構成員が女性で構成され、次に掲げるすべての要件を満たす団体（以下単に「団体」という。）とする。 (1) 主として市内で活動を行っていること。 (2) 法人格（特定非営利活動法人を除く。）を有しないこと。 (3) 5人以上で構成されていること。 (4) 会則等を定めていること。	
補助事業の内容及び補助対象経費	地域で主導的な役割を担う女性の育成、又は地域の女性の新たな参加が見込まれる事業で、原則として3年以上継続して取り組む、次に掲げるいずれかの要件を満たす事業に要する経費で市長が必要と認められた経費。ただし、団体の構成員による飲食費及び団体の構成員の人件費及び謝金を除く。 (1) 子育て支援のための事業 (2) 住民相互で助け合う共助型福祉の事業 (3) 防災又は防犯のための事業 (4) 環境保全のための事業 (5) 地域を美化するための事業 (6) 地域産業の活性化のための事業 (7) 農村と都市との交流を図るための事業 (8) 地域スポーツの振興のための事業 (9) 地域文化の振興のための事業 (10) 伝統芸の継承、地域の行事の振興のための事業 (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、人や地域の絆を深め、市民の協働によるまちづくりの実現に資すると市長が認める事業	
補助率又は補助金額	上限を30万円とし、補助対象経費の実支出額の10分の10（備品購入費については2分の1）以内で市長が必要と認められた額	
その他の事項	① 補助金の交付は、1年度で上記に掲げる事業ごとに1回限りとし、同一の事業については、3年を目途に支援継続の必要性について検証する。 ② 市長は、補助金の交付決定にあたり、宍粟女子キラキラパワーアップ応援委員会要綱（平成29年宍粟市告示第43号）に規定する応援委員会を開催し、その意見を聞くものとする。	
別に定める事項	規則第3条関係（交付申請）	添付書類…事業計画書、収支予算書、その他指示する書類 指定期日…別途指示する。
	規則第8条第1項関係（額変更交付申請）	添付書類…交付申請に準じる。 指定期日…変更事由が生じて直ちに
	規則第10条第2項関係（着手・完了届）	不要
	規則第11条第1項関係（変更承認申請）	軽微な変更…事業の目的を著しく逸脱しない程度の変更
	規則第14条関係（実績報告）	添付書類…事業報告書、収支決算書、その他指示する書類 指定期日…事業完了後1か月以内又は3月31日のいずれか早い日
	規則第16条第2項（概算払い）	可（原則として、所要見込額を年1回。目安：事業実施前10分の10以内。）
	規則第22条第2項関係（処分制限期間）	5年